

いじめ防止対策推進法「重大事態」に係る調査報告書に基づく いじめ防止に向けた取組について

厚木市教育委員会

1 はじめに

厚木市立小学校において発生した、いじめ防止対策推進法「重大事態」について、令和7年5月に厚木市いじめ防止対策委員会から「いじめ防止対策推進法「重大事態」に係る調査報告書」が答申として提出され、再発防止の提言を受けました。

教育委員会では、厚木市立小学校に通う児童に関するいじめ事案が、重大事態に至ったことを重く受け止め、調査報告書の指摘事項に基づき、これまでの取組を改めて見直すとともに、今後同種の事案が発生しないよう、新たな再発防止策を立て、確実に取り組んでまいります。

2 再発防止に向けての取組

(1) いじめの積極的な認知及びいじめ事案への適切な対処の徹底

ア 教職員に対して、いじめに関する法令等の理解や、いじめに対する認識を改めて確認する機会を設けるとともに、いじめの積極的な認知、初期対応の具体的な方法、ケーススタディ等、いじめを重大事態化させないことに特化した研修をこれまでの研修に加えて実施する。

イ 管理職には、いじめから子どもを守るという固い決意と強いリーダーシップが必要なことを、児童・生徒指導担当者には、学校における児童・生徒指導を組織的・計画的に運営していく責任があることを改めて理解させるとともに、各学校の校内いじめ対策組織の取組が適切であるかを定期的に評価し、指導・助言を行う。

ウ いじめの未然防止、早期発見、適切な対処の各段階において学校が行うべき事項を明確にした、いじめ対応フローチャートを新たに作成し、全教職員が確実に取り組めるようにすることで、いじめの重大事態化を防止する。

(2) 児童・生徒一人一人を大切にしている指導・支援の確実な実践

ア 暴力行為に対して、その行為を止めるだけでなく、本人の特性や背景を理解し、事案に応じて医療機関等からの意見を踏まえた指導・支援を継続的に行うよう、学校に対し指導・助言を行う。

イ いじめ事案に対して、学校が被害児童・生徒の心理的ケアを最優先とした対応をするよう指導・助言を行う。また、各学校のいじめ防止基本方針等の実効性について、定期的に評価し、指導・助言を行う。

ウ 学校が生活アンケート、面談、家庭訪問等で得た様々な情報を一元化し、全教職員が不安や苦痛を感じている児童・生徒に寄り添えるよう、教育相談コーディネ

ネーター等を中心とした支援体制の充実に向けた指導・助言を行う。

(3) 保護者の思いに寄り添った、誠実な対応による信頼関係の構築

ア いじめの解決に向けたプロセスにおいては、学校が被害児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら指導・援助方針を立て、同意を得た上で対応ができるよう指導・助言を行う。

イ 保護者が学校に対して不安な気持ちを持っている場合には、早い段階から第三者的立場として教育委員会が介入し、保護者の不信感、不安感の要因を聴き取り、学校と共有することなどを通して、その軽減を図る。

ウ 学校と保護者が情報共有する際に、電話や連絡帳などの連絡ツールを適切に活用するとともに、相談内容を確実に記録し、保護者と共有する資料として保管し、事案に応じて資料を基に詳細な説明をするなど、保護者との共通認識の下対応できるように指導・助言を行う。

(4) 関係機関との連携強化

ア 学校が関係機関との積極的な連携を図ることができるよう、市作成の「支援が必要な児童・生徒のためのネットワークマップ」について周知するとともに、その活用法や関係機関との連携の手順等についての理解を深めさせる。

イ 保護者や学校から教育委員会に対して相談があった場合、見通しが持てるよう具体的な指導・支援プランを示し、学校とともに対応する。また、事案に応じて児童相談所や医療機関等の関係機関との連携をサポートする。

ウ 犯罪行為として扱われるべきいじめであることが明らかな場合や、学校のみでは対応しきれない場合には、警察や児童相談所に相談・通報して対応することを学校に対して周知・徹底する。また、いじめを行った児童・生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等を行うことができる関係機関との連携を、学校が積極的に行うよう指導・助言を行う。

(5) 専門的組織の設置

ア いじめ事案の迅速かつ適切な解決に向けて、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、警察等、専門的知見を有する人員と連携し、いじめに関する事案が重大事態化する前に、事案に応じた専門家が直接介入することができるいじめ対応プロジェクトチームを編成し、いじめの重大事態化の防止に取り組む。

イ 保護者等が学校や教育委員会以外にもより幅広く相談できるようにするため、市長部局においても、いじめの相談をしたり、支援を受けたりすることができるいじめ専門組織の設置に向けて、市長部局と連携して取り組む。